

平成27年度 函館市地域包括支援センター運営事業実施方針

(期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日)

実施方針策定の趣旨：地域包括支援センターの運営上の基本的考え方、運営事業実施にかかる指針等を明確にするとともに、運営事業の円滑で効果的な実施に資することを目的とする。

第7次函館市高齢者保健福祉計画・第6期函館市介護保険事業計画における基本目標

共に支え合う
地域包括ケアシステムの構築

明るく活かに満ちた暮らしの実現

安心で快適な暮らしの実現

持続可能な介護保険制度の構築

設置目的: 介護保険法第115条の46第1項
「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。」

包括的支援事業

総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行う。

【実施内容】

- 様々な手段により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うとともに、支援が必要な高齢者に対しては、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローする。
- 総合相談支援業務の実施にあたって必要となる地域包括支援ネットワークの構築を図る。
- 高齢者見守りネットワーク事業を実施することで、地域の高齢者の実態把握と関係機関とのネットワークの構築を図る。
- 支援が必要な高齢者に対し、要支援または要介護認定申請および在宅高齢者等サービスの利用申請に係る代行申請を行う等、利用者の立場に立って保健福祉サービス等の利用調整を行う。
- 広報誌やパンフレットの配布、出前講座の実施により、地域包括支援センターの役割や在宅高齢者等サービスを周知する。
- 認知症サポーター養成講座を開催する。
- 介護保険制度改正に伴う相談に適切に対応する。

【重点事項】

支援が必要な高齢者を早期発見するため、普及啓発活動の実施やネットワークの構築を図り、適切な支援を行う。

権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

【実施内容】

- 高齢者虐待防止ネットワークを構築することで、高齢者虐待や困難事例、消費者被害等の早期発見に努める。
- 高齢者虐待の相談・通報を受理した場合は、「函館市高齢者虐待対応支援マニュアル」を活用し、円滑な支援を行う。
- 広報誌やパンフレットの配布、出前講座の実施により、高齢者虐待・成年後見制度・消費者被害等の啓発活動を行う。

【重点事項】

高齢者虐待の対応には複合的な問題を抱える事例も多いことから、包括内部での他職種間でのチームアプローチ、または関係機関との連携を図りながら、適切な支援を行う。

介護予防事業

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

地域の高齢者に対して、健康に対する意識を高め、自立した生活の継続と社会参加の促進を図るため、健康づくり教室を開催し健康づくりに関する活動の体験や知識の普及を行う。

【実施内容】

- 健康づくり教室を開催する。

運動

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携することにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

【実施内容】

- ケアプラン指導研修の開催、および、圏域内の介護支援専門員を対象とした懇談会や事例検討会の開催により、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用を図る。
- 介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える困難事例等への指導・助言を行う。

【重点事項】

多職種の参加や圏域内の主任介護支援専門員との連携開催等、地域包括ケアシステムの構築を意識してケアプラン指導研修を開催する。

介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に実施されるよう必要な援助を行う。

【実施内容】

- 二次予防事業対象者の把握に関する事業において、市が把握・選定した二次予防事業対象者に対し、通所型介護予防事業または訪問型介護予防事業、その他の適切な事業の勧奨を行う。
- 二次予防事業利用者の介護予防プランを作成し、プログラム終了後には評価を行い、フォーマルサービスや地域活動の利用を勧奨する。

運動

地域ケア会議推進事業

「包括的・継続的ケアマネジメント業務」の効果的な実施のために、地域ケア会議を実施することにより、介護保険サービスだけでなく、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境を整備し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行う。

【実施内容】

- 「個別ケースの検討を行う地域ケア会議」を開催し、多職種が協働して支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ね、「地域課題の検討を行う地域ケア会議」を開催し、地域に共通した課題を明らかにするとともに、把握された地域課題の解決策の検討を行う。
- 「個別ケースの検討を行う地域ケア会議」および「地域課題の検討を行う地域ケア会議」の開催をとおし、高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を強め地域包括支援ネットワークを構築する。

【重点事項】

圏域内の地域課題を明らかにし、把握された地域課題の解決策の検討を行うとともに、全市的な取り組みが必要な課題については、「函館市地域ケア全体会議」において、新たな仕組みづくりや政策形成へつなげる。

任意事業

家族介護支援事業

要介護高齢者を現に介護する者を支援する観点から、適切な介護知識や技術等の指導、助言を行う。

【実施内容】

- 家族介護教室を開催し、適切な介護知識や技術等の指導・助言を行うことや、介護する者と関係機関の交流の機会を設ける。
- 広報誌やパンフレットの配布により、介護用品や介護技術等の介護知識に関する啓発を行う。

住宅改修支援事業

高齢者向けに居室等の改良を行おうとする者に対して、住宅改修に関する相談、助言等を行う。

【実施内容】

- 担当介護支援専門員のいない要介護者および要支援者に関する住宅改修費ならびに介護予防住宅改修費の支給の申請に係る理由書の作成を行う。
- 広報誌やパンフレットの配布により、住宅改修に関する啓発を行う。